

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日からA所在のB工事（以下「本件工事」という。）において、太陽光パネルの架台設置作業に従事していた。
- 2 請求人によれば、「平成○年○月○日頃から作業中に立ちくらみが生じ、同月○日、寄宿舍で胸が苦しくなり、失神した。その後、体調不良のため帰省したが、同月○日深夜、めまいと胸の苦しさを覚えたことから、C病院に搬送されたものの、確定診断はされず、同年○月○日、D医療センターに受診し、うつ病と診断された」という。
- 3 請求人は、精神障害が発病したのは、E所在のF会社（以下「会社」という。）に雇用されて、本件工事に従事したためであるとして、G労働基準監督署長に療養補償給付を請求したところ、同署長は、本件工事の元請はH所在の会社Iであるとして、監督署長に事件を移送した。
- 4 本件は、事件の移送を受けた監督署長が、請求人は労働者であるとは認められず、また、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人は、労災保険法上の労働者であると認められるか。また、労働者と認められる場合、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が労災保険法上の労働者であるか否かについては、決定書理由に説示するとおり、請求人は、会社からの仕事依頼に対する諾否の自由を有していたものと認められるほか、本件工事において、会社からの作業指示を受けていた状況は認められず、また、その報酬についても、労働に対する対価というよりも、むしろ人件費を含む作業に要した経費とみるのが相当であると判断されることなどから、上記1 (略) で引用した判断の要件に照らすと、当審査会としても、請求人は、会社から個人事業主として、作業を請け負っていたものとみるのが相当であって、請求人が労災保険法上の労働者であると認めることはできないものと判断する。

(2) ところで、請求人は、本件再審査請求において、平成○年○月○日付け雇用契約書及び同月○日付け労働条件通知書を提出し、これらを根拠として、改めて、労働者であると主張しているので、以下検討する。

ア 雇用契約書の作成経緯について、請求人は、要旨、平成○年○月頃、J社長に対し、工事を請けるのではなく、雇ってもらえないかと相談し、了承をもらって、同月○日に会社に雇用されたと述べているところ、本件公開審理

においては、要旨、同月〇日にＪ社長に初めて会い、その後、同月〇日に入社したい旨を連絡し、同月〇日に合意を得たので、請求人が合意内容に基づいて、同日付の雇用契約書を作成した上で、同年〇月末頃署名押印してＪ社長に送付し、平成〇年〇月末頃、Ｊ社長から会社の記名押印がされたものを受け取ったもので、雇用契約を締結し会社に入社した日は平成〇年〇月〇日であると述べている。

一方、会社は、要旨、平成〇年〇月頃、請求人からＪ社長に対し、工事の下請をさせてほしいとの依頼があり、Ｊ社長はこれを承諾したとし、Ｊ社長も、要旨、請求人には一人親方として本件工事の現場に入ってもらったと認識しており、会社との雇用関係はないと述べている。

以上のように、請求人と会社ないしＪ社長の申述には相違があり、雇用契約書が作成された経緯や当該契約書に基づく請求人の就労実態は、明らかではない。

イ 雇用契約書の内容についてみると、同契約書には平成〇年〇月〇日から請求人を雇い入れる旨記載されているが、請求人は、本件公開審理において、要旨、同契約書に記載された雇入日は、請求人がＪ社長と初めて会った日であり、請求人が雇い入れられたのは同月〇日であると述べており、その記載と請求人の申述との間には齟齬がある。

また、雇用契約書及び労働条件通知書には、基本賃金は月額〇万円とし、その他諸手当を支給する旨記載されている。しかしながら、本件工事における報酬について、請求人と会社は、１日〇円に請求人が指揮する班の作業員１人当たり〇円の管理費用を加えた金額とし、１週間ごとに会社へ請求することで合意しているものと判断される。そして、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、ほぼ１週間ごとに上記合意に基づいて計算した金額を会社に対して請求し、会社も、同金額を支払っていることが確認でき、雇用契約書や労働条件通知書の記載内容とは全く異なる運用がされていたものと認められる。

ウ これらの事情に照らすと、請求人と会社との間には雇用契約書や労働条件通知書が交わされてはいるものの、雇用契約書作成の経緯及び雇用契約締結日に関する請求人の申述も極めてあいまいであり、また、請求人は、その就労実態からみて、雇用契約書に基づいて就労していたものとは認め難いこと

- から、雇用契約書があるからといって、上記（１）の判断を左右するものではなく、会社に雇用された旨の請求人の主張を採用することはできない。
- （３）以上からすると、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないから、請求人に発病した精神障害は同法による保険給付の対象とすることはできない。
- （４）なお、仮に請求人が労災保険法上の労働者であったとした場合、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるかについて、念のため、検討する。

ア 請求人の精神障害の病名と発病時期については、症状経過や受診歴からみて、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「Ｆ２５ 統合失調感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断され、その後、症状の強弱はあるものの、寛解には至っていなかったものと認められる。

なお、請求人は、平成○年○月○日にうつ病を発病したと主張しているが、医学的根拠に基づくものではなく、これを採用することはできない。

イ 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

ウ 認定基準では、その対象となる疾病（以下「対象疾病」という。）が定められ、その対象疾病の発病前おおむね６か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められることが、業務起因性を認める要件とされている。

本件においては、上記アのとおり、請求人は対象疾病を発病しているものと認められるが、本件工事で就労する２年以上も前に既に本件疾病を発病していたのであるから、本件工事における業務遂行過程での出来事は、本件疾病発病後の出来事であり、少なくとも本件疾病の発病に影響したものとみることができない。

そうすると、請求人の本件疾病は、業務による心理的負荷により発病したものと認められないから、業務上の疾病として取り扱うことはできない。

エ もっとも、発病後の出来事であっても、認定基準別表１「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表１」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね６か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な

出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として扱うものとされている。

この点、請求人は、平成○年○月○日以降、病状が悪化した旨主張していることから、当審査会において、診療録や医学意見を含む一件記録を改めて精査したが、請求人の本件疾病が本件工事での就労後悪化したことを裏付ける客観的な資料を見いだすことはできず、本件疾病が著しく悪化したものと医学的に認めることはできない。

なお、請求人の本件疾病が本件工事での就労により悪化したとして、その悪化原因について検討しても、請求人の主張する出来事やその就労時間は、いずれも認定基準別表１の「特別な出来事」には該当しないものと判断されるから、その悪化と業務との間に相当因果関係があるとは認められない。

オ 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

- (５) そうすると、請求人は、労災保険法上の労働者とは認められず、また、労災保険法上の労働者であるとしても、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。